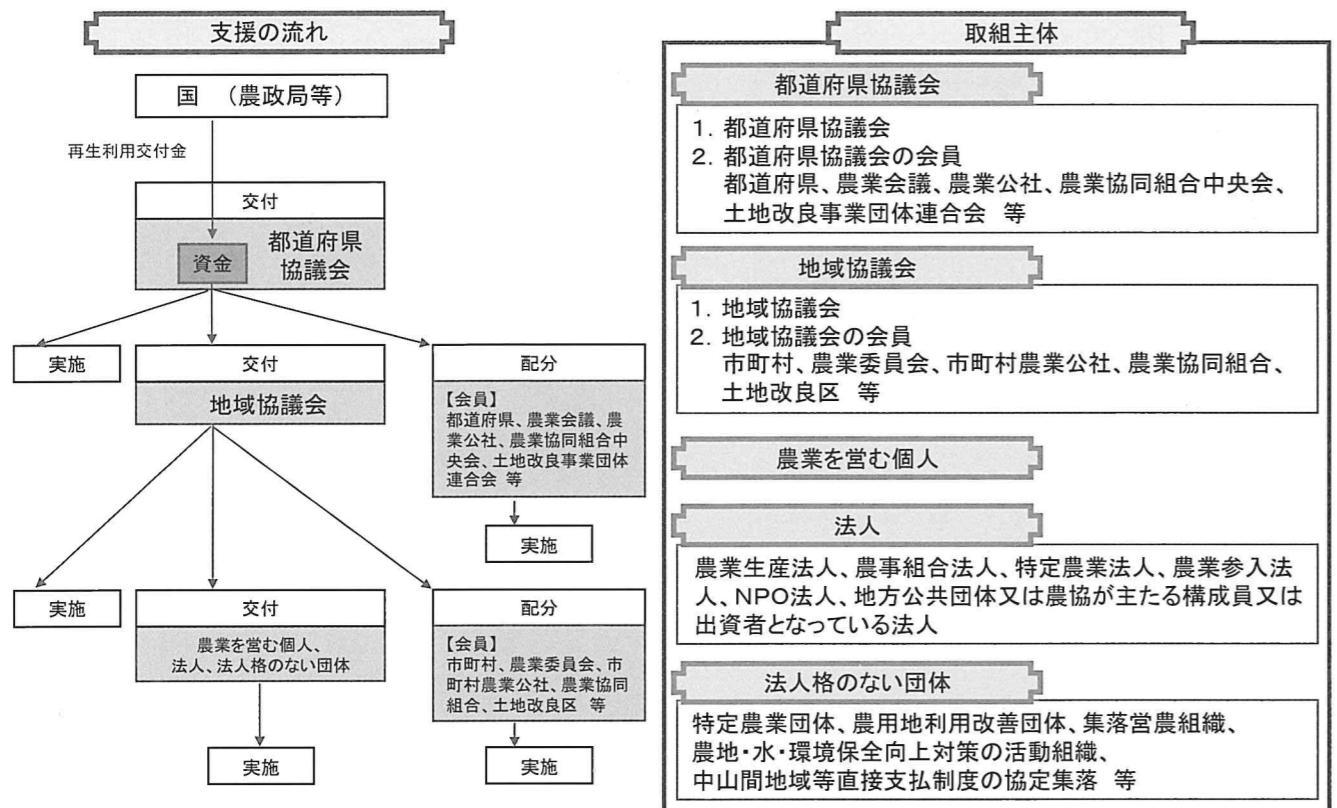


## ●農林水産省「平成22年度 耕作放棄地再生利用緊急対策」から

### 耕作放棄地再生利用緊急対策に係る取組主体



## ●農林水産省「農業者戸別所得補償制度の骨子」から

### 再生利用加算

- 自給率向上のためには、耕作放棄地を解消し、麦・大豆等の戦略作物の生産を行うことが重要。
- このため、地域農業再生協議会が作成する地域の耕作放棄地の再生利用計画(再生利用計画)に従って、畠の耕作放棄地に自給率向上効果の高い麦、大豆、そば、なたねを作付けて、その生産の定着・拡大を図る取組に支援を行う。

### 【対象農地】

- ・市町村・農業委員会が耕作放棄地全体調査、農地利用状況調査により把握している耕作放棄地
- ・市町村の認定を受けた「調整水田等の不作付地の改善計画」に作付困難と記載された農地のうち畠転換するもの

### 【交付対象者】

畠作物の所得補償交付金の加入者のうち、再生利用計画に掲載された対象農地に、麦、大豆、そば、なたねを作付けて営農を継続することが確実と認められるもの

### 【耕作放棄地の再生利用計画の策定】

地域農業再生協議会は、耕作放棄地に対する農業者の作付意向を取りまとめ、対象農地の地番、面積、所有者、耕作者、作付作物、加算の適否などを記載した再生利用計画を策定

### 【交付単価】

平地・条件不利地(中山間地域等直接支払制度の対象農地)の条件に応じて設定し、最長で5年間交付

|   | 平地        | 条件不利地     |
|---|-----------|-----------|
| 畠 | 2.0万円／10a | 3.0万円／10a |

## はじめに

### 「菜の花が世界を救う!」刊行と「ろうきょう菜の花プロジェクト全国ネットワーク」結成にあたって

日本労働者協同組合連合会 理事長 永戸 祐三



もう今から10年  
以上も前の話にな  
りますが、ある研究  
所のトップの方から  
突然呼ばれ「労協法  
をつくりたいとい  
うことらしいが法律を  
つくるって君は何をや  
りたいのか」と問わ  
れた。はじめてお

会いさせていただいたにも関わらず、单刀直入で  
面喰いもしたが「ワーカーズコープとして農業をや  
りたい」と率直に応えたのを思い出す。会談はそ  
れからが大変勉強になったのだけれど…。

私たちは今、運動、事業の焦点を「生活を地域に  
合わせ」きて、どのように総合的に一歩一歩前進、  
発展させていくのか苦闘している。

「ろうきょう菜の花プロジェクト全国ネットワー  
ク」の結成はそうした取り組みの一つの発展段階  
を画するものになると確信している。

この取り組みの最初のヒントは、当時の労協クラ  
ブ(現一般社団法人日本フロンティアネットワーク)  
の内野富夫さん(しげるテック工業(株) 常務取締  
役)の「草の油田構想」からであり、実践的には「若  
者自立塾」「若者サポートステーション」など、國の  
施策の仕事を手がける中で「若者の成長と自立の  
ための仕事おこし」を模索してきた結果、生み出  
てきたものである。

菜の花を育て菜種油をとる。一方で廃食用油を  
回収しBDF生産を行う。この取り組みを通して地

域連帯の力を生み出す。この運動を本格的に全国  
化するために、この全国ネットワークの結成が必要  
となった。この全国の取り組みの発展はおそらく  
ワーカーズコープ全体の、とりわけセンター事業団  
の運動領域、事業領域を大きく変化・発展させてい  
くものとなるであろう。

私たちは、ここ数年「ニューフロンティアプロジェ  
クト」としての運動や事業の新展開に挑戦してきた。  
「菜の花」や「BDF」もその取り組みの一環でも  
あった。

全世界も日本も、成長経済を追い求めるだけの  
あり方は行き詰ったと思われる。「GDPの拡大＝  
豊かさの拡大」は今や神話にすぎない。400年続  
いた大産業社会・工業社会の終わり、とりもなおさ  
ず、それを可能にした資本主義システムの終わりと  
いう人もいる。

この社会にとってのニューフロンティアがどこに  
あり、どういう内実をともなうものであるべきか、  
確かなことはまだ言えない。

しかし格差・貧困がここまで広がり、固定化し、失  
業者は溢れ、生活保護者は激増する。さらに國の  
主な制度はほとんどが破綻的になっている。

休耕地・休耕田は激増し、全世界的食糧危機が言わ  
れている今、この日本の食糧農業の見通しも暗い。

チュニジア、エジプトから始まった大衆蜂起によ  
る政府の崩壊は、中東全域に広がり全世界に大き  
な変化の波を生み出している。独裁政治による專  
政・圧政があったとはいえ、格差、生活苦、食糧危  
機、失業・仕事がないなど、事の本質・発端となっ  
た問題は日本でも同じ問題を抱えている。

このような中、問題を解決する社会のあり方、経済・産業の新しいあり方はいかなるものか。何よりも新しい人としての生き方、働き方、人のあり方が問われている。つまり目先のつらさ、困難さはあつたとしても、未来への希望を見出せる人の営みのあり方とはどういうものなのか。

ニューフロンティアプロジェクトの取り組みといふものが、発展力を持ち歴史性・普遍性を持ちうるものになるとすれば、こうした根底的なテーマに応え得るものになっていかねばならない。

私は今、このネットワークの結成にあたって二つのことを思い出している。

一つは、「『菜の花や月は東に日は西に』(与謝野千穂村)とはほんまによううたつもんやな。今の季節、夕方になるとほんまに実感するなあ」と野良仕事をしながら語っていた母の姿(わが家は薬局だったのだが)。

今一つは、冒頭紹介した方だが、「日本の健全で力ある発展のために『国土軸』というものをしっかりとみて、それを踏まえて均衡ある発展を描くべきなのだ」と言われていた言葉だ。

このプロジェクトの運営も事業・経営も簡単にうまくやれるものだとは到底思えない。むしろ苦労の連続であろう。であるからこそ、「何のために、誰のために、この仕事はあるのか、この仕事をするのか」をはっきりさせ、このことを基本に関係する人々の結束と、いかに地域・市民全体の共感を得、全地域的な仕事・事業に発展させるかがポイントであろう。

そのためには、根本理念や原理・原則をしっかりとさせた運動、事業にしていきたいものだ。

**協同労働のエネルギーで現実の困難克服を  
社会連帯の力で運動・事業の飛躍を  
夢は希望の未来へ――**

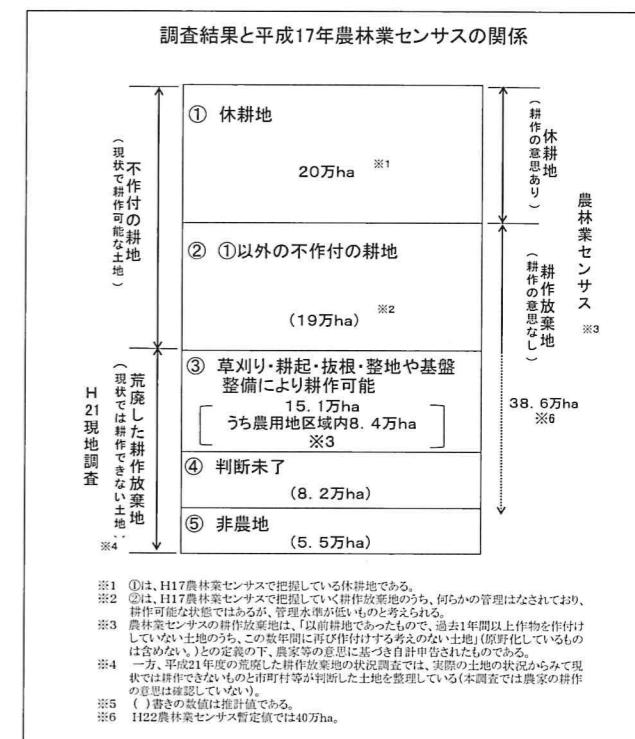


## ●農林水産省「平成21年度 荒廃した耕作放棄地の状況調査の結果」から

| (表)荒廃した耕作放棄地面積の全国推計結果<br>(単位:万ha) |                           |                              |            |           |           |           |
|-----------------------------------|---------------------------|------------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|
|                                   | 農地として利用すべき耕作放棄地※<br>畠用地区域 | (参考)<br>農地に復元して利用することができない土地 |            |           | 合計        |           |
|                                   |                           | 農用地<br>区域                    | 未利用地<br>区域 | 農用地<br>区域 | 農用地<br>区域 | 農用地<br>区域 |
| H21年度推計値①                         | 15.1                      | 8.4                          | 8.2        | 3.4       | 5.5       | 1.9       |
| (参考)前年度推計値②                       | 14.9                      | 8.3                          | 9.8        | 3.4       | 3.7       | 1.1       |
| 増減(①-②)                           | 0.2                       | 0.1                          | ▲1.6       | 0.0       | 1.8       | 0.8       |
| 耕作放棄地の發生、調査精度の向上等による増減面積          | 0.8                       | 0.6                          | ▲1.6       | 0.0       | 1.8       | 0.8       |
| 耕作放棄地対策等による再生面積                   | ▲0.6                      | ▲0.5                         | —          | —         | —         | —         |
|                                   |                           |                              |            |           | ▲0.6      | ▲0.5      |

注: 1) 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。  
2) ※農地として利用すべき耕作放棄地は、「人・畜・農業用機械で草刈り・耕耘・抜根・整地を行うことにより耕作が可能な土地」と「基盤整備を実施して農業利用が可能な土地」の合計値。

＜添付資料＞  
(資料1) 平成21年度 都道府県別集計表  
・平成21年度調査により報告のあった荒廃した耕作放棄地面積及び解消面積を単純集計し、都道府県別に整理しています。  
(資料2) 調査結果と平成17年農林業センサスとの関係  
・本調査は、土地の荒廃状況から現状のままでは耕作できないものと市町村等が判断する土地を把握するものであり、センサスで把握している耕作放棄地に含まれることを模式図で整理しています。



## ●農林水産省「農業者戸別所得補償制度概算決定」参考資料から

### 耕作放棄地再生利用対策

- 荒廃した耕作放棄地に係る農地利用調整を更に促進し、引き受け手(農業者、農業者組織、農業参入法人等)が作物生産再開に向けた条件整備に一層取り組みやすくなるよう制度を見直し、耕作放棄地を再生利用する取組を総合的に支援。

